

平成 30 年 7 月 20 日

株主及び債権者各位

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

株式会社ベネフィット・ワン

代表取締役 白石 徳生

簡易合併公告

当社は、吸収合併により、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ベネフィットワンソリューションズ（住所：東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号）の権利義務全部を承継して存続し、株式会社ベネフィットワンソリューションズは解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

また、当社は株式会社ベネフィットワンソリューションズの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告の掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（株式会社ベネフィットワンソリューションズ）

掲 載 紙 官報

掲載の日付 平成 30 年 6 月 15 日

掲 載 頁 123 頁（号外第 129 号）

以上